

## 大規模開発行為に関する指導要綱

- (告 示 昭和 51 年 8 月 31 日宮城県告示第 830 号)
- (一部改正 昭和 56 年 3 月 10 日宮城県告示第 231 号)
- (一部改正 平成 4 年 3 月 31 日宮城県告示第 433 号)
- (一部改正 平成 5 年 6 月 29 日宮城県告示第 723 号)
- (一部改正 平成 7 年 3 月 31 日宮城県告示第 361 号)
- (一部改正 平成 10 年 3 月 31 日宮城県告示第 374 号)
- (一部改正 平成 12 年 3 月 31 日宮城県告示第 395 号)
- (一部改正 平成 14 年 3 月 1 日宮城県告示第 182 号)
- (一部改正 平成 15 年 2 月 14 日宮城県告示第 112 号)
- (一部改正 平成 16 年 3 月 31 日宮城県告示第 467 号)
- (一部改正 平成 17 年 3 月 8 日宮城県告示第 205 号)
- (一部改正 令和 4 年 3 月 31 日宮城県告示第 256 号)

### (目 的)

第 1 条 この要綱は、環境基本条例（平成 7 年宮城県条例第 16 号）第 12 条第 2 項の趣旨に基づき、県内における大規模開発行為の施行に関し必要な基準等を定め、適正な開発行為を誘導することにより、県土の無秩序な開発を防止し、開発地域及びその周辺地域における自然及び生活環境の保全に努め、もって自然と調和した地域社会の発展に資することを目的とする。

### (定 義)

第 2 条 この要綱において「開発行為」とは、土地の形質の変更を伴う住宅団地、別荘地、工場団地及び墓園の造成、ゴルフ場、スキー場、レジャーランド、教育施設及び厚生施設の建設その他知事が指定する行為並びにこれらの行為を併せて行う行為であつて、対象となる土地の面積（以下「開発面積」という。）が 20 ヘクタール以上のものをいう。

### (適用除外)

第 3 条 この要綱は、次に掲げる開発行為については、適用しない。

- 一 国又は地方公共団体が行う開発行為
- 二 社会事業又は公益事業を行う法人で国又は地方公共団体が設立者又は出資者となつて設立されたものが行う開発行為（第四号に掲げるものを除く。）
- 三 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）に基づく土地区画整理事業の施行として行われる開発行為
- 四 国若しくは地方公共団体と民間企業との共同出資によつて設立された株式会社又は有限会社（要領で定めるものに限る。）が行う開発行為

### (指導方針)

第 4 条 開発行為の指導に当たつては、当該開発行為が、開発計画関係法令、土地利用基本計画、宮城県環境基本計画その他の土地利用に関する計画等に適合し、かつ、自然環境が適正に保全されるように留意するものとする。

2 自然環境の保全と開発との調和を図り、県土の有効利用を促進するため、次に掲げる区域における開発行為は、原則として抑制するものとする。

- 一 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 14 条第 1 項の原生自然環境保全地域及び同法第 22 条第 1 項の自然環境保全地域

- 二 自然環境保全条例（昭和 47 年宮城県条例第 25 号）第 12 条第 1 項の県自然環境保全地域及び同条例第 23 条第 1 項の緑地環境保全地域
- 三 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 2 条第 2 号の国立公園及び同条第 3 号の国立公園の区域（公園事業に係る区域を除く。）
- 四 県立自然公園条例（昭和 34 年宮城県条例第 20 号）第 2 条第 1 号の県立自然公園の区域（公園事業に係る区域を除く。）
- 五 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 7 号の風致地区
- 六 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の特別緑地保全地区

（一般的指導基準）

第 5 条 次に掲げる区域は、原則として開発行為を行う土地の区域（以下「開発区域」という。）に含めないものとする。

- 一 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号の農用地区域
- 二 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の保安林（同法第 30 条及び第 30 条の 2 の規定による告示があった保安林予定森林を含む。）並びに同法第 41 条第 1 項及び第 3 項の保安施設地区（同法第 44 条において準用する同法第 30 条の規定による告示があった保安施設地区予定地を含む。）の区域
- 三 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の史跡名勝天然記念物に指定された区域
- 四 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項の特別保護地区
- 五 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域
- 六 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域
- 七 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条の規定により指定された土地の区域
- 八 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第 1 項の災害危険区域

2 開発行為は、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- 一 国若しくは地方公共団体が実施した事業、実施している事業若しくは実施しようとする事業に支障を及ぼし、又はその効果を減殺しないものであること。
- 二 自然の改変を最小限にとどめるものであること。
- 三 自然緑地の適切な配置と植生の回復等のための必要な措置が講ぜられるものであること。
- 四 がけ崩れ、土砂の流出、地滑り、出水その他の災害の防止及び水源かん養のための必要な措置が講ぜられるものであること。
- 五 文化財等の保存のための必要な措置が講ぜられるものであること。
- 六 公共施設又は公益施設の適切な整備が図られるものであること。

（個別的指導基準）

第 6 条 開発行為の計画（以下「開発計画」という。）は、次の各号の区分に応じてそれぞれ当該各号に掲げる基準に適合するように定めるものとする。

- 一 住宅団地の造成
  - イ 開発区域内における自然環境賦存指数が宮城県環境基本計画において環境保全基準として設定したグリーンミニマムを上回ること。
  - ロ 開発区域内において、当該開発区域のおおむね 20 パーセント以上の緑地を確保

すること。

- ハ 開発区域の周辺部には、緑地を適切に配置するように努めること。
- ニ 開発区域内の緑地は、主として水辺地、河川沿い、幹線道路沿い等に配置し、近接する公園又は広場と系統的に連絡する専用歩道（緑道）を設けること。
- ホ 開発区域内において、ごみ等の廃棄物の処理を適正かつ円滑に行うために、適切な区画ごとに収集・保管施設を設置するとともに、当該廃棄物の処理については、当該開発区域を管轄する市町村長（以下「管轄市町村長」という。）と協議すること。
- ヘ ごみ等の廃棄物の処理のために焼却炉を設置する場合には、大気の汚染を防止するための措置を講ずること。
- ト 終末処理施設を有する下水道以外にし尿又は雑排水を放流する場合は、終末処理施設、浄化槽等による汚水処理により、放流先の河川等の水質に係る環境基準が維持されるように努めること。この場合においては、当該放流先の利水権者と協議を行うこと。
- チ 洪水時における河川流量の増加及び災害を防止するため、洪水調節機能を有する防災調整池等の施設を設置すること。この場合においては、雨水等の放流先の利水権者と協議を行うこと。
- リ 開発区域のうち沢状又は川状をなしている区域については、災害防止に十分配慮した計画とするように努めること。
- ヌ 自然環境を保全する上で特に必要があるときは、造成工事を数ブロックに区分して施行すること。
- ル 植栽は、次のとおり行うこと。
  - (1) 開発区域内の表土を保存して利用するとともに、必要に応じ客土、土壌改良等の措置を講ずること。
  - (2) 現存する樹木を移植し、活用するように努めること。
  - (3) 地域の植生に配慮するように努めること。
- ヲ 開発区域における切土及び盛土については、原則として当該開発区域内において処理することとし、残土又は不足土が生ずる場合には、自然環境の保全及び災害防止について十分に配慮した措置を講ずること。

## 二 別荘地の造成

- イ 開発区域内において、当該開発区域のおおむね 60 パーセント以上の自然緑地を確保すること。
- ロ 開発区域の周辺部には、幅おおむね 30 メートル以上の緑地を配置すること。
- ハ 分譲する 1 区画の平均面積は、原則として 1,000 平方メートル以上とし、建物敷地等の面積は、分譲する 1 区画のおおむね 30 パーセント以下とすること。
- ニ 開発区域内において、ごみ等の廃棄物の処理を適正かつ円滑に行うために、適切な区画ごとに収集・保管施設を設置するとともに、当該廃棄物の処理については、当該管轄市町村長と協議すること。
- ホ ごみ等の廃棄物の処理のために焼却炉を設置する場合には、大気の汚染を防止するための措置を講ずること。
- ヘ 終末処理施設を有する下水道以外にし尿又は雑排水を放流する場合又はくみ取り方式によらない場合は、終末処理施設、浄化槽等による汚水処理により、放流先の河川等の水質に係る環境基準が維持されるように努めること。この場合においては、当該放流先の利水権者と協議を行うこと。
- ト 洪水時における河川流量の増加及び災害を防止するため、洪水調節機能を有する防災調整池等の施設を設置すること。この場合においては、雨水等の放流先の利水

権者と協議を行うこと。

チ 開発区域のうち、沢状又は川状をなしている区域及び急傾斜地については、現状の地形等を尊重した計画とするように努めるとともに、工事の施行に当たっては、災害防止について十分に配慮した措置を講ずること。

リ 擁壁を必要とする場合は、できる限り風致を維持する工法をとること。

ヌ 自然環境を保全する上で特に必要があるときは、造成工事を数ブロックに区分して施行すること。

ル 植栽は、次のとおり行うこと。

(1) 開発区域内の表土を保存して利用するとともに、必要に応じ客土、土壌改良等の措置を講ずること。

(2) 現存する樹木を移植し、活用するように努めること。

(3) 地域の植生に配慮するように努めること。

ヲ 建築物その他の構造物の位置、規模、構造及び色彩は、周囲の自然環境と調和するように努めること。

ワ 開発区域における切土及び盛土については、原則として当該開発区域内において処理することとし、残土又は不足土が生ずる場合には、自然環境の保全及び災害防止について十分に配慮した措置を講ずること。

### 三 工場団地の造成

イ 開発区域内において、当該開発区域のおおむね 25 パーセント以上の緑地を確保すること。

ロ 開発区域の周辺部には、幅おおむね 30 メートル以上の緑地を配置すること。

ハ 開発区域内において、緑地が 2 箇所以上に分散する場合は、その 1 箇所の面積が 300 平方メートル以上になるようにすること。

ニ 終末処理施設を有する下水道以外にし尿又は雑排水を放流する場合は、終末処理施設、浄化槽等による汚水処理により、放流先の河川等の水質に係る環境基準が維持されるように努めること。この場合においては、当該放流先の利水権者と協議を行うこと。

ホ 洪水時における河川流量の増加及び災害を防止するため、洪水調節機能を有する防災調整池等の施設を設置すること。この場合においては、雨水等の放流先の利水権者と協議を行うこと。

ヘ 開発区域のうち沢状又は川状をなしている区域については、災害防止に十分配慮した計画とするように努めること。

ト 自然環境を保全する上で特に必要があるときは、造成工事を数ブロックに区分して施行すること。

チ 植栽は、次のとおり行うこと。

(1) 開発区域内の表土を保存して利用するとともに、必要に応じ客土、土壌改良等の措置を講ずること。

(2) 現存する樹木を移植し、活用するように努めること。

(3) 地域の植生に配慮するように努めること。

リ 開発区域における切土及び盛土については、原則として当該開発区域内において処理することとし、残土又は不足土が生ずる場合には、自然環境の保全及び災害防止について十分に配慮した措置を講ずること。

### 四 ゴルフ場の建設

イ ゴルフ場事業は、原則としてパブリック制を採用すること。

ロ ゴルフ場の施設を他の一般の利用者に比して有利な条件で継続的に利用することができる権利を有する者（以下「会員」という。）を募集する場合は、次のとおり

行うこと。

(1) 会員は、原則として知事が開発行為の完了を確認した後に募集すること。

(2) 会員を募集しようとするときは、あらかじめその内容を知事に届け出ること。

(3) (2)の規定により届け出た内容を変更しようとするときは、あらかじめ知事に届け出ること。

ハ 建設しようとするゴルフ場の面積と当該ゴルフ場の所在地の市町村における既設のゴルフ場の面積との合計は、当該市町村の面積の2パーセントを超えないこと。ただし、市町村の面積が狭小で1箇所のゴルフ場で2パーセントを超える場合は、1箇所のみ建設できること。

ニ 開発区域内において、当該開発区域の40パーセント以上の自然緑地を確保すること。

ホ 開発区域の周辺部には幅30メートル以上の、ホール間には幅おおむね30メートル以上の緑地を配置すること。この場合において、これらの緑地のうち幅おおむね20メートル以上は、自然緑地とすること。

ヘ ゴルフ場の建設は、1ゴルフ場当たり18ホール以下を造成単位とすること。

ト 土工量は、18ホール当たりおおむね200万立方メートル以下とすること。

チ 開発区域内において、ごみ等の廃棄物の処理を適正かつ円滑に行うために、当該廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努め、適切な場所に収集・保管施設を設置するとともに、当該廃棄物の処理については、当該管轄市町村長と協議すること。

リ ごみ等の廃棄物の処理のために焼却炉を設置する場合には、大気汚染を防止するための措置を講ずること。

ヌ し尿及び雑排水の処理は、次のとおり行うこと。

(1) 原則として合併処理方式によることとし、その処理施設の設置に当たっては、当該管轄市町村長の指導を受けるとともに、管理の適正を図ること。

(2) 処理後のし尿及び雑排水の放流に当たっては、放流先の河川等の水質に係る環境基準が維持されるように努めること。この場合においては、当該放流先の利水権者と協議を行うこと。

ル 農薬を使用する場合は、低毒性の農薬を使用するとともに、使用量の低減化に努め、周辺に影響を与えることのないように十分に配慮すること。

ヲ 土砂崩れ、出水等の災害を防止するとともに、周辺地域の利水や排水に支障を及ぼすことのないように地形、地質等を勘案して適切な措置を講ずること。

ワ 洪水時における河川流量の増加及び災害を防止するため、洪水調節機能を有する防災調整池等の施設を設置すること。この場合においては、雨水等の放流先の利水権者と協議を行うこと。

カ 開発区域のうち、沢状又は川状をなしている区域及び急傾斜地については、現状の地形等を尊重した計画とするように努めるとともに、工事の施工に当たっては、災害防止に十分に配慮した措置を講ずること。

ヨ 開発区域内における既存の池沼等は、自然環境の保全及びかんがい等を考慮し、極力保存すること。

タ 自然環境を保全する上で特に必要があるときは、造成工事を数ブロックに区分して施行すること。

レ 植栽は、次のとおり行うこと。

(1) 開発区域内の表土を保存して利用するとともに、必要に応じ客土、土壌改良等の措置を講ずること。

(2) 現存する樹木を移植し、活用するように努めること。

(3) 地域の植生に配慮するように努めること。

ソ 建築物その他の構造物の位置、規模、構造及び色彩は、周囲の自然環境と調和するように努めること。

ツ 開発区域における切土及び盛土については、原則として当該開発区域内において処理することとし、残土又は不足土が生ずる場合には、自然環境の保全及び災害防止について十分に配慮した措置を講ずること。

## 五 スキー場の建設

イ ゲレンデ等の整備に当たっては、支障木の伐採を必要最小限にとどめること。

ロ 開発区域の裸地化を防止するため、草本類のは種等により修景緑化すること。

ハ 開発区域内において、当該開発区域のおおむね 60 パーセント以上の自然緑地を確保すること。

ニ 開発区域の周辺部には、幅おおむね 30 メートル以上の緑地を配置すること。

ホ 複数の滑走コースを並列して設定する場合は、その間の中央部に幅おおむね 100 メートル以上の自然緑地を配置すること。

ヘ 滑走コースの幅は、おおむね 50 メートル以下とすること。

ト 滑走コースに係る切土量は、1 ヘクタール当たりおおむね 1,000 立方メートル以下とすること。

チ 開発区域内において、ごみ等の廃棄物の処理を適正かつ円滑に行うために、当該廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努め、適切な場所に収集・保管施設を設置するとともに、当該廃棄物の処理については、当該管轄市町村長と協議すること。

リ ごみ等の廃棄物の処理のために焼却炉を設置する場合には、大気汚染を防止するための措置を講ずること。

ヌ し尿及び雑排水の処理は、次のとおり行うこと。

(1) 原則として合併処理方式によることとし、その処理施設の設置に当たっては、当該管轄市町村長の指導を受けるとともに、管理の適正を図ること。

(2) 処理後のし尿及び雑排水の放流に当たっては、放流先の河川等の水質に係る環境基準が維持されるように努めること。この場合においては、当該放流先の利水権者と協議を行うこと。

ル 洪水時における河川流量の増加及び災害を防止するため、洪水調節機能を有する防災調整池等の施設を設置すること。この場合においては、雨水等の放流先の利水権者と協議を行うこと。

ヲ 開発区域のうち、沢状又は川状をなしている区域及び急傾斜地については、現状の地形等を尊重した計画とするように努めるとともに、工事の施工に当たっては、災害防止に十分に配慮した措置を講ずること。

ワ 自然環境を保全する上で特に必要があるときは、造成工事を数ブロックに区分して施行すること。

カ 植栽は、次のとおり行うこと。

(1) 開発区域内の表土を保存して利用するとともに、必要に応じ客土、土壌改良等の措置を講ずること。

(2) 現存する樹木を移植し、活用するように努めること。

(3) 地域の植生に配慮するように努めること。

コ 建築物その他の構造物の位置、規模、構造及び色彩は、周囲の自然環境と調和するように努めること。

## 六 レジャーランドの建設

イ 開発区域内において、当該開発区域のおおむね 40 パーセント以上の自然緑地を

確保すること。

- ロ 開発区域内において、当該開発区域のおおむね 50 パーセント以上の緑地（イの自然緑地を含む。）を確保すること。
  - ハ 開発区域の周辺部には、幅おおむね 30 メートル以上の緑地を配置すること。
  - ニ 開発区域内の建物敷地の面積の合計は、原則として当該開発区域の面積の 40 パーセント以下とし、当該開発区域内に複数の施設を設置する場合は、極力分散させること。
  - ホ 開発区域内において、ごみ等の廃棄物の処理を適正かつ円滑に行うために、当該廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努め、適切な場所に収集・保管施設を設置するとともに、当該廃棄物の処理については、当該管轄市町村長と協議すること。
  - ヘ ごみ等の廃棄物の処理のために焼却炉を設置する場合には、大気汚染を防止するための措置を講ずること。
  - ト 終末処理施設を有する下水道以外にし尿又は雑排水を放流する場合は、終末処理施設、浄化槽等による汚水処理により、放流先の河川等の水質に係る環境基準が維持されるように努めること。この場合においては、当該放流先の利水権者と協議を行うこと。
  - チ 洪水時における河川流量の増加及び災害を防止するため、洪水調節機能を有する防災調整池等の施設を設置すること。この場合においては、雨水等の放流先の利水権者と協議を行うこと。
  - リ 開発区域のうち、沢状又は川状をなしている区域及び急傾斜地については、現状の地形等を尊重した計画とするように努めるとともに、工事の施工に当たっては、災害防止に十分に配慮した措置を講ずること。
  - ヌ 自然環境を保全する上で特に必要があるときは、造成工事を数ブロックに区分して施行すること。
  - ル 植栽は、次のとおり行うこと。
    - (1) 開発区域内の表土を保存して利用するとともに、必要に応じ客土、土壌改良等の措置を講ずること。
    - (2) 現存する樹木を移植し、活用するように努めること。
    - (3) 地域の植生に配慮するように努めること。
  - ヲ 建築物その他の構造物の位置、規模、構造及び色彩は、周囲の自然環境と調和するように努めること。
  - ワ 開発区域における切土及び盛土については、原則として当該開発区域内において処理することとし、残土又は不足土が生ずる場合には、自然環境の保全及び災害防止について十分に配慮した措置を講ずること。
- 七 教育施設及び厚生施設の建設並びに墓園の造成
- イ 開発区域内において、当該開発区域のおおむね 20 パーセント以上の緑地を確保すること。
  - ロ 開発区域の周辺部には、緑地を適切に配置するように努めること。
  - ハ 開発区域内において、ごみ等の廃棄物の処理を適正かつ円滑に行うために、当該廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努め、適切な場所に収集・保管施設を設置するとともに、当該廃棄物の処理については、当該管轄市町村長と協議すること。
  - ニ ごみ等の廃棄物の処理のために焼却炉を設置する場合には、大気汚染を防止するための措置を講ずること。
  - ホ 終末処理施設を有する下水道以外にし尿又は雑排水を放流する場合は、終末処理

施設、浄化槽等による汚水処理により、放流先の河川等の水質に係る環境基準が維持されるように努めること。この場合においては、当該放流先の利水権者と協議を行うこと。

へ 洪水時における河川流量の増加及び災害を防止するため、洪水調節機能を有する防災調整池等の施設を設置すること。この場合においては、雨水等の放流先の利水権者と協議を行うこと。

ト 開発区域のうち、沢状又は川状をなしている区域及び急傾斜地については、現状の地形等を尊重した計画とするように努めるとともに、工事の施工に当たっては、災害防止に十分に配慮した措置を講ずること。

チ 自然環境を保全する上で特に必要があるときは、造成工事を数ブロックに区分して施行すること。

リ 植栽は、次のとおり行うこと。

(1) 開発区域内の表土を保存して利用するとともに、必要に応じ客土、土壌改良等の措置を講ずること。

(2) 現存する樹木を移植し、活用するように努めること。

(3) 地域の植生に配慮するように努めること。

ヌ 建築物その他の構造物の位置、規模、構造及び色彩は、周囲の自然環境と調和するように努めること。

ル 開発区域における切土及び盛土については、原則として当該開発区域内において処理することとし、残土又は不足土が生ずる場合には、自然環境の保全及び災害防止について十分に配慮した措置を講ずること。

八 知事が指定する行為

知事が第1号から前号まで掲げる基準に準じて定める基準によること。

九 前各号の開発行為のうち二以上の開発行為を併せて行う行為

各施設等の造成又は建設に係る区域の区域割りをできる限り明確にし、当該造成又は建設に応じそれぞれ前各号に掲げる基準に適合する計画とすること。

(事前協議等)

第7条 開発行為を行う者（以下「開発行為者」という。）は、当該開発計画について、あらかじめ知事と協議するものとする。

2 前項の協議を行おうとするときは、次に掲げる書類を当該開発区域を管轄する地方振興事務局長を経由して知事に提出するものとする。

一 大規模開発行為事前協議申請書（様式第1号）

二 資金計画書（様式第2号）

3 開発行為者は、第1項の協議が成立した場合において、当該協議に係る行為が自然環境保全条例その他の法令の規定により届出等を要するときは、速やかに当該届出等を行うものとする。

4 前項に規定する場合において、当該協議が成立した日から起算して1年を経過しても前項の届出等を行わないときは、当該協議は、その効力を失う。

(市町村長の意見)

第8条 知事は、前条第2項の規定により開発行為者から同項各号に掲げる書類の提出があったときは、当該管轄市町村長に対しその写しを送付し、当該開発行為に関する意見書の提出を求めるものとする。

2 当該管轄市町村長は、前項の意見書を提出するに当たり、開発行為者に説明を求めることができる。



(関係市町村長との協議)

第9条 知事は、前条の規定により市町村長から意見書の提出を受けたときは、必要に応じ関係市町村長と協議することがある。

(自然環境保全協定の締結)

第10条 知事は、開発行為における災害防止工事の施行及び自然緑地等の確保を図るため、開発行為者と次の事項を内容とする自然環境保全協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。

- 一 開発行為の内容、開発面積及び開発行為の期間に関する事項
  - 二 自然緑地及び造成緑地の確保に関する事項
  - 三 切土、盛土等の地形処理に関する事項
  - 四 土砂流出の防止等災害防止に関する事項
  - 五 公害防止等地域環境保全に関する事項
  - 六 地域住民の同意及び協力に関する事項
  - 七 開発区域における緑地保全に関する事項
  - 八 農薬の安全使用に関する事項
  - 九 協定の有効期間に関する事項
  - 十 協定内容の遵守及び履行保証に関する事項
  - 十一 その他知事が必要と認める事項
- 2 知事は、管轄市町村長が、県と連帯して開発行為者と協定を締結するように配慮するものとする。
- 3 開発行為者は、知事が必要と認めたときは、工事の完成及び協定の履行について保証する連帯保証人を立てるものとする。
- 4 前項に規定する連帯保証人は、十分な資力を有し、かつ、財務内容の優れた法人で知事が同意したものとする。
- 5 知事は、開発行為者が協定締結後、工事着手予定年月日から起算して1年を経過しても開発行為に着手しない場合には、協定を破棄するものとする。
- 6 協定の有効期間は、協定を締結した日から10年間とする。
- 7 前項の規定にかかわらず、知事は、同項の有効期間の満了の際に協定の廃止につき当該開発行為者と合意に達しないときは、同項の有効期間を当該有効期間の満了の日から五年間延長するものとする。
- 8 前項の規定は、延長された有効期間について準用する。

(災害防止工事等の施行に関する契約の締結)

第11条 知事は、開発行為が施行の途中において廃止され、又はその施行が困難若しくは不能となつた場合に災害防止工事及び植生回復工事の施行を確保するために必要があると認めるときは、別に定める要領に基づき、開発行為者と開発行為の廃止等に伴う災害防止工事及び植生回復工事の施行に関する契約を締結するものとする。

(地位の承継)

- 第12条 開発行為者は、当該開発行為者たる地位を譲渡しようとするときは、地位譲渡承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その同意を得るものとする。
- 2 前項の同意があつた場合には、譲受人は、この要綱に規定する当該開発行為者の地位を承継する。
  - 3 第1項の同意を得て当該地位を承継した者は、直ちに地位承継届出書（様式第4号）

を知事に提出するものとする。

(開発行為の変更の同意)

第13条 開発行為者は、第10条第1項の協定の内容のうち次に掲げる事項について変更しようとするときは、開発行為変更申請書(様式第5号)を知事に提出し、その同意を得るものとする。

- 一 開発行為の期間
- 二 開発面積
- 三 開発行為の内容

(届 出)

第14条 開発行為者は、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に定める届出書を地方振興事務所長を経由して知事に提出するものとする。

- 一 名称又は住所に変更があつた場合 名称等変更届出書(様式第6号)
  - 二 工事施行者に変更があつた場合 工事施行者変更届出書(様式第6号)
  - 三 開発行為に着手しようとする場合及び開発行為を完了した場合 開発行為着手(完了)届出書(様式第7号)
  - 四 開発行為を中止しようとする場合(開発行為の期間の変更を伴う場合を除く。)及び再開しようとする場合 開発行為中止(再開)届出書(様式第7号)
  - 五 開発行為を廃止する場合 開発行為廃止届出書(様式第8号)
  - 六 災害防止工事及び植生回復工事に着手する場合又はその工事を完了した場合 災害防止工事・植生回復工事着手(完了)届出書(様式第9号)
- 2 第6条第4号ロ・の届出は会員募集届出書(様式第10号)により、同号ロ(3)の届出は会員募集変更届出書(様式第11号)により、地方振興事務所長を経由して行うものとする。

(公共施設等の整備)

第15条 開発行為の施行に関連して必要となる公共施設等の整備については、関係市町村長、公共施設管理者等と協議を行い、その協議の結果に基づき実施するものとする。

(指導及び助言)

第16条 知事は、必要に応じて開発行為者の資力、工事資金計画書等について調査し、開発行為の施行に当たつて適切な指導又は助言をするものとする。

- 2 知事は、開発行為者に対し、要領で定めるところにより開発行為に係る工事の進捗状況について報告を求め、必要な指導又は助言をするものとする。
- 3 知事は、開発区域について積極的に巡回調査を実施し、開発行為が適切に行われるように必要な指導又は助言をするものとする。

(勧告及び公表)

第17条 知事は、開発行為者が、この要綱に定める事項若しくは第10条第1項の協定の内容に違反したとき、又は前条の指導若しくは助言に従わないときは、開発行為者に対して勧告をすることができる。

- 2 知事は、開発行為者が前項の勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

(運 用)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用に関し必要な事項は、要領で定める。

附 則  
(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和51年9月1日から施行する。  
(昭和48年宮城県告示第962号の廃止)
- 2 昭和48年宮城県告示第962号(大規模開発行為に伴う環境保全上の指導基準)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の際、現に締結されている自然環境保全協定、協議等は、この要綱の相当する規定により行われたものとする。

附 則  
(施行期日)

この告示は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則  
(施行期日)

- 1 この告示は、平成4年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示の施行の日前に改正前の大規模開発行為に関する指導要綱に基づき事前協議の申請がなされた開発行為については、なお従前の例による。
- 3 前項に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な経過措置、要領で定める。

附 則

この告示は、平成5年7月1日から施行する。

附 則  
(施行期日)

- 1 この告示は、平成7年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正前の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の規定によるものとみなす。

附 則  
(施行期日)

- 1 この告示は、平成10年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示の施行の日前に改正前の大規模開発行為に関する指導要綱に基づき事前協議の申請がなされた開発行為については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に改正前の大規模開発行為に関する指導要綱に基づき事前協議の申請がなされた開発行為については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成 15 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の各告示の規定に基づいて提出等された申請書等は、それぞれ改正後の各告示の規定に基づいて提出等された申請書等とみなす。
- 3 改正前の各告示の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の各告示の規定によるものとみなす。